

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）の規定に基づいて道路標識等を設置し、及び管理して交通規制を行う場合に必要な一般的基準を定めることを目的とする。

第 2 適 用

- 1 この基準は、法第4条第1項又は第5条第1項の規定により、都道府県公安委員会（法第114条の規定が適用される場合における方面公安委員会を含む。以下同じ。以下「公安委員会」という。）又は警察署長等（法第114条の3の規定が適用される場合における高速道路交通警察隊長等を含む。以下同じ。）が道路標識等を設置し、管理して交通規制を行う場合に適用する。
- 2 規則第3条に規定する交差点における左折の表示並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）による交通の禁止又は制限についての標示を設置し、及び管理する場合は、この基準を準用する。

第 3 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 道路標識等
法第2条第1項第15号に規定する「道路標識」又は同項第16号に規定する「道路標示」をいう。
- 2 本板
標識令別表第二備考一の「本標識板」をいう。
- 3 補助板
標識令別表第二備考二の「補助標識板」をいう。
- 4 標示板
「本板」又は「補助板」をいう。
- 5 始点標識
当該規制に係る区間又は区域の始まりであることを表示する補助標識を附置した道路標識をいう。
- 6 終点標識

当該規制に係る区間又は区域の終わりであることを表示する補助標識を附置した道路標識をいう。

7 区間内標識

当該規制に係る区間内又は区域内に設置された道路標識のうち、始点標識及び終点標識以外のものをいう。

8 路側標識

路側方式（標識令別表第二の「本標識板及び柱の規格」又は「補助標識板及び柱の規格」の図示の取付け方をいう。）により設置する道路標識をいう。

9 オーバー・ヘッド方式

標識令別表第二備考四(一)1ただし書の図の例により道路標識を門型に設置する方式をいう。

10 オーバー・ハング方式

標識令別表第二備考四(一)1ただし書の図の例により道路標識を片持式で設置する方式をいう。